明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示（**内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**九）　一
○対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示（**同**一〇）　二
○対内直接投資等に関する命令第三条第一項及び第四条第二項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示（**同**一一）　四
○対内直接投資等に関する命令第四条の三第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示（**同**一二）　五
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（**農林水産**一六六八～一六八四）　七
○化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部を改正する件（**環境**六一）　二五
〔**官庁報告**〕
国家試験
第七十三回獣医師国家試験（公告）（農林水産省）　二七
〔**公　告**〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　二九
特殊法人等
独立行政法人労働政策研究・研修機構令和二事業年度財務諸表関係　四四
地方公共団体
行旅死亡人関係　五〇
会社その他
会社決算公告　五四